

議案第 39 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 16 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。

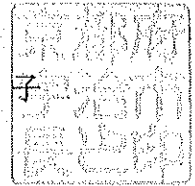
専 決 処 分 書

専決第8号

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて、地方自治法
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

宇治市長 松 村 淳



宇治市条例第20号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「、第87条の7第1項」を削り、同項第2号及び第3号中「第87条の7第1項の申告書、」を削る。

第87条第1項を次のように改める。

第87条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第87条第2項を削り、同条第3項本文中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「、その使用者に」を「、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「、これを課さない」を「、この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第87条の2第1項を次のように改める。

第87条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第87条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第87条の4から第87条の9までを削る。

第88条（見出しを含む。）、第89条（見出しを含む。）、第90条（見出しを含む。）及び第92条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第93条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項本文及び第3項中「第

33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第94条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第95条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条第2項中「第87条第3項ただし書」を「第87条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第8条の2中「、第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第31項若しくは第32項」を「、第8項、第12項から第14項まで、第16項、第18項、第23項、第30項若しくは第31項」に改める。

附則第8条の3第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第12項から第14項までを削り、同条第15項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項

」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第20項を第17項とし、第21項を第18項とする。

附則第8条の4第7項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号

に規定する特定建築物を含む。)」に改める。

附則第21条の2から第21条の6までを次のように改める。

附則第21条の2から第21条の6まで 削除

附則第21条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項の表以外の部分中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項の表以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「、令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第21条の8の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資

産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 宇治市市税条例の一部を改正する条例(平成26年宇治市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表以外の部分中「の種別割」を削る。